

No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.12以降は担当課回答)	担当課	担当課補足
1	赤木名中校区	奄美市の組織の在り方	各総合支所の立場は同等であるはずなのに、笠利で空き家を探している人が名瀬の空き家を紹介されたり、集落排水に関する問い合わせを名瀬総合支所に回されたり、また笠利総合支所に提出した補助金申請の書類がそっくりそのまま名瀬総合支所に申し送りされるなど、笠利総合支所の権限がないがしろにされている。 奄美市役所の下に各総合支所があるはずが、現状では、名瀬総合支所の中に奄美市役所があるように思われる。奄美市役所と名瀬総合支所をはっきりと区別し、各総合支所に同等の権限を与えるよう、改善できないか。	効率的に事務を行うため、笠利・住用にはない組織あるいは機能を名瀬の方に置いたものもあります。これは合併協議の様々な議論を経て、今の形になっているものと考えます。そこをどう変えるかは、再度実態を確認しながら、検討していきたいと思います。 空き家については、すぐ契約が決まってしまうので登録物件自体が少ないため、その時に登録されていた空き家しか紹介できなかったものと考えます。	地域総務課 企画調整課	【地域総務課】 空き家等の案内については、各総合支所間で連携を図りながら情報を共有し、より良い案内が出来るよう努めて参ります。
2	赤木名中校区	市職員の姿勢について	役所の職員は住民の役に立つ人であるはず、そのような看板を支所の入口に設置してほしい。 市職員は市民の声を聞入れ、責任感を持って職務を行ってほしい。	私自身も、市役所は市民の役に立つ所だと日頃から思っておりますし、職員全体にも共有しております。新規採用の研修など公務員第一歩の時から浸透させていきます。よりよい奄美市の組織づくりのため、常に緊張感・責任感・使命感を持って取り組んで参りますので、引き続きよろしくお願いたします。	地域総務課	補足なし
3	赤木名中校区	土浜～平間の農道の舗装について	以前、議会との懇談会でお願いした平～土浜間の農道の舗装を、昨年度実施してもらった。現在、まだ3箇所舗装が残っているので、その箇所の舗装もお願いしたい。	農道の舗装に関しては、様々な条件や基準などがあり、また優先順位もありますので、状況を見ながら、できるところはしっかりと行いますのでよろしくお願いたします。	笠利農林水産課	該当地区の農道舗装は、農地耕作条件改善事業第三笠利地区として事業期間令和2年度から令和6年度で、延長L=1,150mとして計画しております。計画延長が長いことも有り5年間に分けて舗装しているところでもありますのでご理解お願いたします。
4	赤木名中校区	景観計画について	現在の奄美市景観計画では、高さ制限や敷地面積、数についての規制がないようなので、このままだと高層リゾートホテルが乱立してイメージが悪くなってしまうことが危惧される。景観条例をもっと精査して厳しくできないか。	市の景観条例は、数年かけて議論し市民説明会をして、ようやく最近になって施行されたという経緯があります。経済的にもっと豊かになりたいという思いの一方で、やはり景観や環境にもしっかり配慮したいという住民の声や地域の声が必要です。 この議論はまだ議会でも上がっておらず、実情として私が経験した限りでは聞いておりませんでした。やはり声が多くなっていけば、他地域の条例などを参考に考えていくべきと考えております。 現在、奄美市全体の最上位計画とともに、笠利町の将来の在り方を考えていく地域創生戦略の策定を進めており、笠利町独自の計画戦略づくりを予定しております。地域の皆様のお声を聞いて、やはり規制が必要となれば、どれだけ規制力のある条例にできるかは今の時点ではまだ申し上げられませんが、検討していきたいと思います。	企画調整課	補足なし

No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.12以降は担当課回答)	担当課	担当課補足
5	赤木名中校区	ごみのポイ捨て、不法投棄について	<p>空き缶ペットボトル粗大ごみなどの不法投棄がまだ依然として横行している。市議会報告会では不法投棄はモラルの問題という意見も出たが、観光客にはモラルの問題で解決できない。</p> <p>世界自然遺産の島、奄美市として、自販機を設置する業者には回収ボックスの設置を勧告する、または条例で義務づけることはできないか。</p> <p>徳之島町にはポイ捨て条例があるが、条例によって課題に対応するのは簡単なことなのではないか。</p> <p>残念ながら、奄美市の第三セクターの自販機には回収ボックスが設置されていないが、やはり民間レベルまで考えないと、幹線道路、農道林道、市道山の中など、そこに投棄されたごみを撤去していくのは実態として依然厳しい状況にあり、世界自然遺産の持続可能性を考えたときに大きな課題である。</p>	<p>奄美市にもポイ捨て条例がありますが、やはり住民の意識啓発が主な目的のため、その中の罰則を発動させた事例はあまりありません。環境美化やポイ捨て禁止は、住民一人一人が自分事として意識してもらうことが大事という思いで、粘り強く取り組んでいるところです。</p> <p>自販機横のボックスは、業者によっても任意で設置の有無が分かれています。まずは開発公社などの第三セクターからお願いしていくことができないか、環境対策課などとも協議して考えていきたいと思います。</p>	環境対策課	補足なし
6	赤木名中校区	不法投棄警告の看板について	<p>自然景観に重点を置く世界自然遺産でありながら、100メートル置きに不法投棄を警告する看板があることに違和感を感じる。これは住民の意識の低さを表明することであり、やめた方が良いのではないか。</p>	<p>まだまだ世界自然遺産にふさわしい地域になりきれていないというところの表れですが、看板を設置した方がよいという意見と、見苦しいから設置しないほうがよいという意見が両方あります。</p> <p>私自身は、普及啓発には何度も繰り返し目に触れ、耳に聴き、少しでも意識を持っていただくことが大事であり、気の長い粘り強い取組みを行うという覚悟をもって世界自然遺産に登録させていただいたと考えております。場合によっては、看板を外せる状況が来たら外すということも考えていきたいと思います。</p>	環境対策課	補足なし
7	赤木名中校区	世界自然遺産に関する教育について	<p>瀬戸内町では、次世代育成のため世界自然遺産に関するテキストを作成し、全生徒に配布して総合的な学習の時間に一律に学ばせるというモデル的な取組みを行っている。</p> <p>奄美市ではこのような取組みを行う考えはあるのか。</p>	<p>現在奄美市でも、全生徒にタブレットを配布し、世界自然遺産に関する様々な教育を行い、瀬戸内町に負けないうらい環境教育に力を入れております。教育委員会あるいは奄美博物館の自然科学に詳しい学芸員が作成した本や資料を子どもたちに配布し、学校教育に役立てています。瀬戸内町のテキストも参考に、またより良いものを作っていけるように一緒に考えていきたいと思います。</p> <p>子どもたちの世代が大人になる時には、不法投棄も当然になくなっていく時代になっていけばと願っております。</p>	教育委員会 学校教育課	<p><b>【学校教育課】</b> 本市の小中学校においても、総合的な学習の時間等を活用し、奄美の自然の学習を行っており、その際は、博物館から学芸員を招聘したり（令和4年度博物館実績：30回）、金作原へ行ったりする学校もあります。また、市内全小中学校の児童生徒に対して、『奄美大島いきものずかん』の希少種編と身近ないきもの編を配布し、自然を学ぶ学習で活用する等、各校が、それぞれの特色を生かしながら、主体的に「ふるさと奄美の自然」について学ぶことに対して、様々な支援を行っています。</p>

No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.12以降は担当課回答)	担当課	担当課補足
8	赤木名中校区	定住促進のための空き家対策について	各集落の区長さんは移住者を呼び込みたいと思っているが、住む家がなく、空き家はあるが中に荷物があり、内地から帰省する時にだけ住むために荷物を置いているという家が多い状況。家主さん次第ではあるが、市の方でも何か対策ができないか。	<p>空き家の活用については、昨年も笠利・名瀬・住用も含めてふれあい対話の中で一番出てきた問題でした。これが進まないために、人口が減る一方だと、市としても重く受け止めております。</p> <p>空き家に関しては、国の方でも毎年定期的に法改正が行われ、自治体ができる手段も増えてきておりますので、その動きを見ながら、市としても積極的に取り組んでいきたい考えです。</p> <p>お話しのとおり、まだ住めるけれども中に家財道具や仏壇があってなかなか貸してくれないという問題については、有効な手立てがないというのが現状です。他の地域の事例では、例えば集落に大きな倉庫を用意し、そこに家財道具や仏壇も入れて、完全に空き家にして一定期間貸すという取り組みもあり、また宇宿集落のように、地域の方がしっかり家主に話をして理解を得て、空き家を使わせてもらうという空き家活用先進集落もあります。</p> <p>雨漏りや破損などがあり、家主が改修できない場合には、NPO法人が間に入ってサブリースするという仕組みが奄美市や龍郷町にもあります。</p> <p>そういった様々な手段を組み合わせて、何とか各集落に年間1軒ずつ、若い子育て世代に住んでいただければ、集落の維持や学校の存続もできると考えております。</p>	地域総務課 企画調整課 プロジェクト推進課	<p>これまで、家主さん向けに、空き家に関する相談会、講習会や文書等を通じて各種相談や啓発等行ってきたところですが、集落等と連携・協力して啓発を行うことも重要と認識しています。</p> <p>昨年度から「空き家対策」をテーマとした講演会や各種制度紹介及び相談会を開催しておりますので、現在の空き家の家主だけでなく、相続予定の方やご親戚に空き家をお持ちの方もぜひご参加いただけたらと思います。詳細は市政だよりや市のホームページをご確認ください。</p> <p>空き家の所有者が、移住者に貸し出すために所有する空き家をリフォームする場合、リフォーム費用の一部を助成しています。宅建協会との連携協定に基づく、空き家の売却や賃貸を希望とする家主さんと不動産事業者とのマッチング事業や、スムーズに空き家が流通できるような空き家バンク制度も実施しておりますので、ご活用いただけたらと思います。</p>
9	赤木名中校区	市営住宅の老朽化について	<p>外金久でも、家が空いていないかという問い合わせが多いが、空いている家がない状況。</p> <p>一方で、笠利町時代の古い町営住宅が結構あるが、4世帯用の住宅に1世帯しか入っていないかったり、政策住宅ということで空いたままの住宅がある。現在の住民が出るまで待とうということなのか。</p> <p>居住する世帯を1箇所に移して、古い住宅を壊して民間に貸したり、開発するなどの対策が必要では。</p>	<p>市営住宅の老朽化問題は、非常に重要かつ、お金と時間のかかる大変な問題だと認識しております。</p> <p>笠利町内、特に外金久集落の昭和30年代に建てられた住宅がかなり老朽化していることは把握しております。今後、このような老朽化の著しい住宅の対策をどうするのか、全庁で制度設計等を検討しておりますので、まともり次第報告させていただきたいと思っております。</p>	笠利建設課	補足なし
10	赤木名中校区	認定こども園整備について	<p>少子化の中、幼稚園や保育所の集約は仕方ないと思うが、昨年度の駐在員会で担当部署から、認定こども園が設置されると笠利町においては待機児童が出るという報告を受けた。</p> <p>今の時代、専業主婦は難しく、また祖父母に預けて仕事に出ることも難しい。待機児童が出れば、笠利町内に勤務先がある場合、隣の龍郷町が育児関係に手厚いので、住居は龍郷町にしようとする家族が笠利町からごっそり抜け出てしまうことになる。</p> <p>認定こども園整備事業はまだ3年先なので、待機児童が出ないように事業転換をして、笠利町から人口が抜けないような取り組みをぜひお願いしたい。</p>	<p>今度整備する認定こども園に関しては、笠利町の出生数の動向などを見ながら、十分な定員を確保できており、また必要に応じて通園バスなどで子どもの送迎も考えていますので、サービスが落ちることはないと思えます。また引き続き、宇宿・節田の保育園も継続していくので、保育ニーズはしっかり満たしていけると思っております。</p> <p>併せて、町外に引っ越すという点ですが、そこは個別の家庭の様々な理由や事情があらうかと思っておりますので、もっと深く調べて分析していかないと分からないと考えております。</p> <p>現在も、笠利町から名瀬に通う高校生にはバス代の3分の2の補助などを出して、なるべく笠利町から外に転居しないよう様々な取組を行っています。また引き続き、時代状況に合わせて様々な子育て支援策などで、若い世代への応援策を考えていきたいと思っております。</p>	いきいき健康課	認定こども園の整備は笠利地区の待機児童の解消にもつながる事業であり、逆に待機児童が出ると受け取られたのであれば、担当課の説明不足であったと思います。

No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.12以降は担当課回答)	担当課	担当課補足
11	赤木名中校区	ふれあい対話の回答後の進捗について	大島北高の教職員住宅の活用の件や、里集落での大雨による床下浸水対策の要望に関して、昨年度のふれあい対話での質問に対する回答は出たものの、その後の進捗状況が分からない。その後どうなったのか、ホームページなどで公表してもらえたら住民にも分かると思うが、対応してもらえないか。	<p>北高教職員住宅については、昨年ご意見をいただき、現場視察をさせていただきましたが、老朽化が激しいため、市が県から買い上げて解体・立て直しを行う手続きとなりますが、解体だけでも数千万～1億くらいかかるとのことで、すぐには取り掛かれない状況です。</p> <p>また、自衛隊宿舎の空き室についても財務局へ問い合わせましたが、自衛隊員など国家公務員が使用するため民間への貸し出しはできないとのことでした。空き家活用的手段や財源にはまだ限りがあり、どれが最も効果的なのかを検討しながら、市営住宅の建て替えなど大きな課題もありますので、優先順位をつけながら取り組み、都度、報告をさせていただきます。</p>	地域総務課	北高教職員住宅（土地含む）については、有効利用等について県への要望等も検討したいと思います。
				<p>里集落の排水に関しては、どのような対策を取れるか、担当者と協議したいと考えますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>	笠利農林水産課	富国製糖株式会社付近の住宅地については、水田地帯の農地を昭和49年から昭和59年に水田転換特別対策事業にて水田から畑地等へ区画整理した区域内です。農地をいつでも水田に戻せるように、周囲の道路や河川堤防より標高を低く整備しております。その後、個人において農地転用を行い宅地造成した住宅地となっております。宅地へ転用される際は、建築基準法でも定められているとおり、周囲の土地より標高を高くして敷地の造成をするようお願いしているところです。また、個人の宅地造成であることから、宅内の排水処理は個人で対策をお願いいたします。なお、周囲の畑の排水を現在、富国製糖株式会社の管理する排水路へ接続し河川へ排水していることから、各関係機関及び関係部署と協議して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
12	赤木名中校区	【文書によるご意見】 海拔表示について	電柱に取り付けられている海拔表示には、古いものと新しいのがある。隣り合っている電柱で、古い表示は海拔4m、新しい表示は海拔1mとなっており、どちらが正しいのか確認したい。また、古い表示が残っていると判断に迷うので撤去して欲しい。浸水域外と思っていたところが、実は浸水域だったとすると心配なので、ハザードマップの浸水域を再確認してもらいたい。	<p>【地域総務課】</p> <p>海拔表示4mにつきましては、現地でのGPSによる海拔調査を行い市が設置しております。海拔表示1mは、県が設置しており調査方法等は県へお問い合わせください。また、どちらが正しいかは、調査方法等が異なることで市民の混乱を招くものは関係機関等と調整を行いたいと思います。</p> <p>奄美市のハザードマップ浸水域につきましては、鹿児島県土木部河川課が奄美群島太平洋沖（北部）マグニチュード8.2を震源とする最大津波を想定した浸水想定区域となっております。地形の凹凸や構造物などにより、浸水域外でも浸水が発生する場合がありますので、自主防災組織を中心として防災訓練等で周知啓発をお願いいたします。</p>	地域総務課	
13	赤木名中校区	【文書によるご意見】 奄美空港の乗降客の安全について	飛行機から降りて歩いて到着口へ向かうまでの通路の看板表示がわかりにくい。左側に進まなければいけないところ、直進してもよいようにも見える。直進した場所は飛行機から降ろした荷物をベルトコンベアに載せるところで危険なので、立ち入らないようにしてもらいたい。	<p>【産業振興課】</p> <p>奄美空港の管理につきましては、県から奄美市が委託を受け業務を行っておりますが、ご指摘の件につきましては、県や航空会社に情報を提供し、改善出来るところが無いか検討をして頂くよう要望して参りたいと思います。</p>	産業振興課	

No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.12以降は担当課回答)	担当課	担当課補足
14	赤木名中校区	【文書によるご意見】 廃船処理について	R4年10月12日付で宇宿漁港に長期停留している船に、大島支庁農林水産部長名の撤去勧告書が貼られた。現在、10隻に撤去勧告書が貼られたままで放置されているが、行政はどう対処するつもりなのか。今後放置船が出ないよう、県・各市町村・漁協によるしっかりとした管理が必要。	<p>【笠利農林水産課】</p> <p>令和4年10月12日宇宿漁港に放置されている船舶に直接「撤去勧告書」を貼り付け、令和5年6月5日所有者に「撤去通知書」を送付しております。令和5年10月末時点において、撤去された船舶が3隻、検査を受けて使用する予定の船舶が2隻、撤去を検討している船舶が4隻、連絡のない船舶が7隻となっております。</p> <p>令和5年11月8日に2回目の「撤去勧告書」を直接放置されている船舶に貼り付けており、今後、所有者に「撤去通知書」を送付する予定としております。</p> <p>船舶は個人の財産であり、放置されている船舶につきましては、個人の責任において処分していただく必要がありますので、引き続き所有者へ撤去していただくよう指導して参りたいと考えております。</p> <p>また、処分方法につきましては、所有者の負担が少なく処分できる方法を検討して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。</p>	笠利農林水産課	
15	赤木名中校区	【文書によるご意見】 海岸に漂着したごみについて	屋仁蒲生神社近くの赤木名側の海岸までの道は車が通れず、途中からは手すりのロープをつかまなければ下りられないが、そこに大量の漂着ごみがある。個人で拾って回収するには限界があるので、海路から回収してもらえないか。	<p>【笠利市民課】</p> <p>市では海岸漂着ごみ対策として、環境保全作業員を配置し回収を行っています。笠利地区は特に海岸線が多く、集落やボランティアの方々の協力もいただきながら現状を保っている状況です。</p> <p>ご意見いただいた海岸の漂着ごみにつきましては、回収困難な場所であることを踏まえ、関係各所と連携・協議を行い対応を考えていきたいと思っております。</p>	笠利市民課	
16	赤木名中校区	【文書によるご意見】 土盛海岸の休憩所について	サイクリングロード沿いの休憩所の木造のテーブルやベンチは表面が汚れ、足が壊れたままなどでみすばらしい状態であるため、利用している人を見たことがない。以前お願いしたトイレ増設も要望も含めて、整備をお願いしたい。	<p>【産業振興課】</p> <p>ご指摘の休憩所は、サイクリングロードの整備事業の中で建設され、整備されてから30年が経過し、劣化が進んでいる事は承知しております。</p> <p>市としても検討を進めている土盛海岸の整備事業の中で、トイレも含めた検討を行っていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。</p>	産業振興課	
17	赤木名中校区	【アンケートのご意見】 津代～赤木名間の古道の再生と活用について	現在は倒木や草木が生い茂り活用できなくなっている。復活させて観光や歴史学習に活かせないか。	<p>【産業振興課】</p> <p>津代～赤木名間の古道については、平成23年度に手花部集落が「紡ぐきよらの郷づくり事業」を利用し、50年ぶりに再生した古道だと理解しております。</p> <p>市としても「集落（まち）歩きガイドブック」等に掲載しPRしているところがございます。近年はご指摘のとおり草木が茂っている状況である事は承知しておりますが、事業を行った集落にしっかり管理していただきたいと思っております。</p> <p>【文化財課】</p> <p>津代の古道については、数組の団体・個人から再整備を行いたい旨のお話をいただいております。文化財課といたしましても、シマ歩き、文化財巡り等の企画も実施しておりますので、郷土学習として活用できればと考えております。</p>	産業振興課 文化財課	